

自然災害発生時における業務継続計画

(BCP)

社会福祉法人 あすなろ福祉会
総合支援センター わかば

(児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業)

法人名	あすなろ福祉会	種別	児童発達支援センター
代表者	山本 森満	管理者	山本 秀樹
所在地	指宿市十町 1814 番	電話番号	0993-26-3502
計画作成年月日 (更新年月日)	2025 年 4 月 1 日改訂 (2028 年 3 月 31 日)		

1. 基本方針

- ・この計画は、災害時における利用者及び職員の円滑かつ安全な避難を行うことを目的に作成する。
- ・本計画は、災害の発生に備える平常時並びに災害が発生した場合において、当事業所が取り組む、災害対策及び災害時対応の具体的な内容や実施手順を示すものである。

2. 計画の適用範囲

●対象となる利用者の範囲：

この計画は、本施設に勤務または利用するすべての者に適応するものとする。

令和 7 年 4 月 1 日現在

人 数			
昼間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
児童発達 37 名 放デイ 43 名 (曜日、時期によって 当日人数の変更あり)	管理者 1 名 児童発達支援管理責任者 2 名 保育士 5 名 児童指導員 7 名 事務員 2 名 栄養士 1 名 調理員 2 名 計 20 名 (勤務形態によって 当日人数の変更あり)	0 名	0 名

3. 施設・事業所の立地条件の把握と災害予測

① リスクの把握ハザードマップなどの確認

● 川沿い に立地

項目	各施設・事業所の概要
川までの距離	約 120m
浸水深	0.01~0.3m未満
過去の浸水状況（参考）	過去の浸水はなし。（指宿市防災ハザードマップ）
注意事項	大雨の際、当施設前の道路は川沿いで浸水箇所が点在しているため、予測できる水害の場合、液状化危険度が高いエリアに入っているため、日中、警報が発令された場合には、避難場所への移動を行う。

指宿市の液状化危険度マップ



想定される地震 ①

◆種子島東方沖地震

震源近傍の種子島、曾於市、志布志市の多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。
本市では、一部の地域で震度6弱の揺れが想定され、地震による揺れ、地盤の液状化による建築物への多大な被害が想定される。



想定される地震 ②

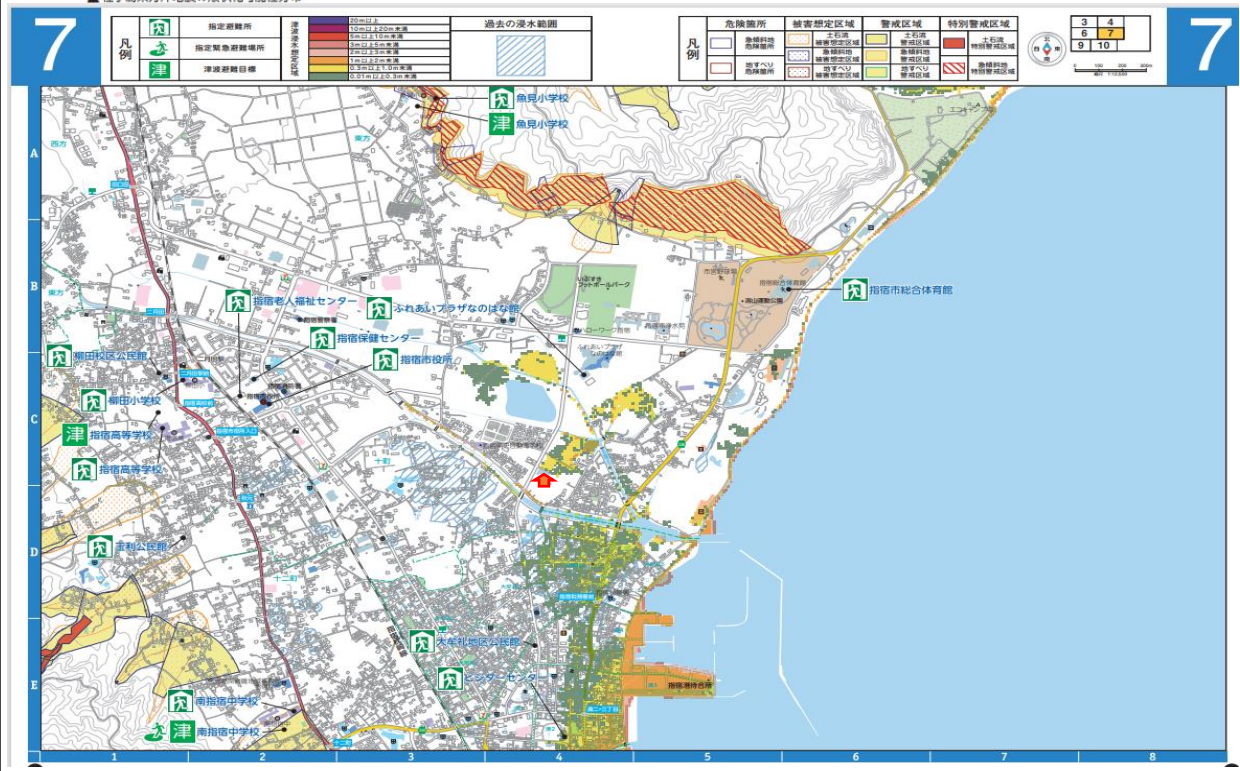
◆南海トラフ地震

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南部海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのプレートが接する海底の南海トラフで起きる地震。本市では、震度4～5強の揺れが予測され、津波も最大で4.5mの高さが予測される。

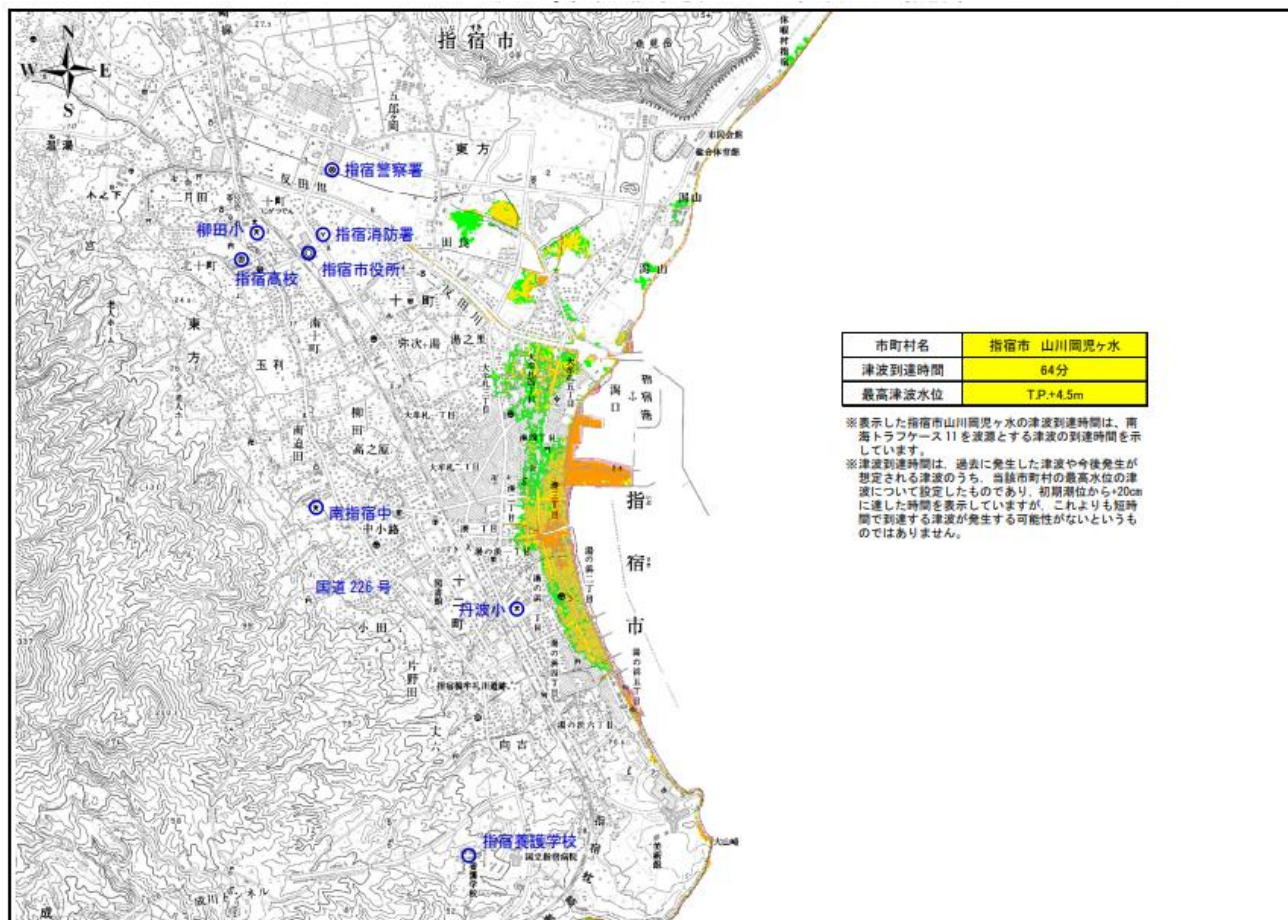


▲種子島東方沖地震の液状化可能性分布

▲南海トラフ[陸側ケース]地震の液状化可能性分布



② 津波浸水範囲及び到達時間



③ 洪水避難基準

洪水(二反田川)避難基準

発令種類	発令基準	警戒レベル	気象警報等
緊急安全確保	大雨により、災害が発生、または重大な災害が起こる恐れが著しく大きいとき。	レベル5	大雨特別警報(浸水害)
避難指示	3時間先までに二反田川の流域雨量指数が警報基準を大きく超過した基準に到達すると予想されるとき。	レベル4	洪水警報
高齢者等避難	3時間先までに二反田川の流域雨量指数が警報基準に到達すると予想されるとき。	レベル3	

※上記基準のほか、河川の水位等も踏まえ発令されます。

4. 避難を開始するタイミング、判断の考え方

●浸水被害の場合：

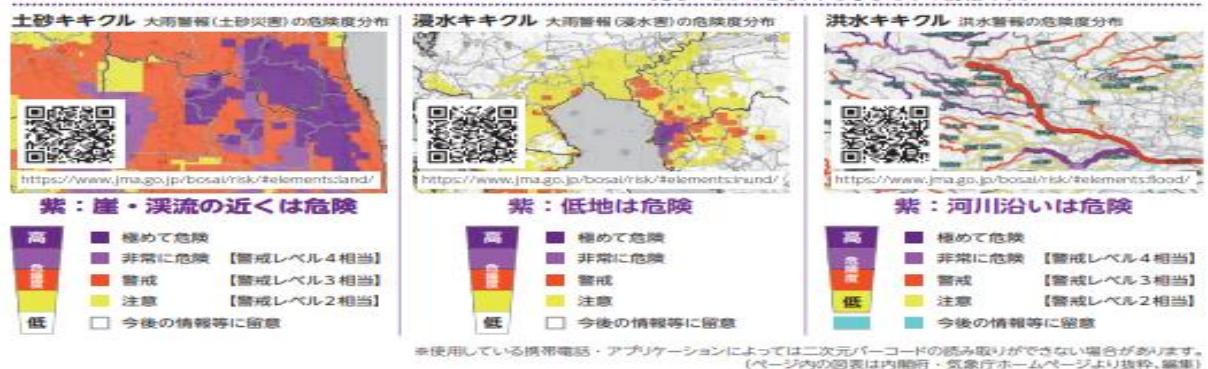
- ・高齢者等避難（警戒レベル 3）が出された場合。
- ・大雨警報が続き、二反田川氾濫警戒情報が発令された場合。
- ・二反田川の流域雨量指数が、3 時間先までに警報基準を大きく超過した基準に到達すると予測されるとき

●土砂災害の場合：

- ・高齢者等避難（警戒レベル 3）が出された場合。
- ・大雨警報が続き、二反田川の氾濫警戒情報が発令された場合。
- ・近隣の河川が短時間で危険水位を超え、強い雨が降り続いている場合。

※ 指宿市防災ハザードマップ（P16 参照）

キキクル(危険度分布)について



⑤災害に関する情報収集、整理

項目	収集方法	担当者・責任者
気象情報、土砂災害警戒情報	テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線、緊急速報メール	管理者
洪水予報、水位到達情報、水位情報	テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール、消防団による呼びかけ	課長・主任
利用者・職員の状況把握	ホワイトボード	事務員
建物の被害状況の把握・記録	本館被害確認 P20 9-① 別紙1（被害状況シート）	職員
ライフラインの被害状況	配電盤、水道、ガス	栄養士、調理員
関係業者との連絡	食品納入業者	栄養士
その他関係先との連絡	市役所（危機管理課）、法人本部	管理者・課長・主任

① リスクの把握（被災想定）

【自施設で想定される影響】

	当日	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目
（電力）	自家発電機 →		復旧	→	→	→	→	→	→
電力	不通	→	復旧	→	→	→	→	→	→
E V	不可	→	→	→	→	→	→	→	→
飲料水	ペット ボトル	→	→	→	→	→	→	→	→
生活用水	断水	→	復旧	→	→	→	→	→	→
ガス	カセッ トコン ロ	→	復旧	→	→	→	→	→	→
携帯電話	不通	復旧	→	→	→	→	→	→	→
メール	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→

5. 優先業務の選定

① 優先する事業

＜当座停止する事業＞

- ・ 児童発達支援、放課後等デイサービス事業

6. 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

実際に、毎月の火災避難訓練、年 2 回地震避難、津波避難訓練を行っているが、通行する道路状況により公用車が使用できない場合もあり、徒歩でも実際にどのくらいの時間が掛かるのか、避難経路周辺の障害物になる物等を確認し実測した方がよいと思われる。木造建築による耐震性において、緊急避難場所に指定されていないが、外部からの受け入れが可能なのか、日頃の建物の点検は実施しているが、項目の見直しが必要か検討する。

* 訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② BCPの検証・見直し

- ・ 備蓄品の管理場所の分散化。

災害時において園児と職員の安全を確保し、優先業務等を効果的に遂行し、より具体的に実践的な内容のBCPにする。そのためには、職員全員がBCPや災害時の優先業務等の内容を認識し、課せられた役割を確実に実施出来ることが必要である。BCPの周知と避難訓練を繰り返し行い、その過程で明らかとなった課題や対策等については見直しを行い、継続的な改善を行う事とする。

7. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

●共通対策：

- ・各種チェックリストを活用し、建物内外、建物周辺の定期点検及び安全対策を行う。
- ・建物内外、建物周辺の定期点検及び安全対策の時期は、年 12 回（毎月）とする。
- ・定期点検及び安全対策の結果をもとに、改善に向けた対応を行う（定期点検及び安全対策実施日から 2 週間以内に検討を開始する）。
- ・月に 1 回、複数の通信手段やバッテリーの動作確認を行う（電話、携帯電話、 SNS 、メール等）。

●火災対策：

- ・月 1 回、消火設備（消火器、スプリンクラー等）の点検を行う。
- ・月 1 回、ガス機器や石油機器の点検を行う。

●地震対策：

- ・月 1 回、天井からの落下物防止対策の状況を確認する（照明器具、壁掛け時計等）。
- ・月 1 回、備品等の転倒防止策の状況を確認する（机、キャビネット、ロッカー、書棚、冷蔵庫等）。
- ・月 1 回、家電製品などの転倒・落下物防止対策の状況を確認する。

●停電対策：

- ・月 1 回、懐中電灯、予備の電池等の準備、使用可能かどうかを確認する。
- ・月 1 回、飲料水や生活用水の備蓄状況、期限を確認する。
- ・年 2 回、毛布、携帯カイロ、防寒具等の準備状況を確認する。

●風水害策、浸水対策

- ・月 1 回、電気、水道、トイレが一定期間使用不可になることへの対応策として、備蓄品を確認する。
- ・月 1 回、自家発電設備を確認する。
- ・月 1 回、事業所内の排水溝の点検、樹木の剪定状況を確認する。

② 設備の耐震措置

平成 27 年 3 月 16 日、日本 ERI 株式会社において、建築基準法第 6 条第 1 項の建築基準関係規定に適合している。（検査済証添付）

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
外壁にひび割れ、欠損、膨張はないか	毎月、建物安全点検を実施	
暴風による危険性の確認	同上	
外壁の留め具に錆や緩みはないか	同上	
屋根材や留め具に錆や緩みはないか	点検後、不備な箇所は改善を行っている。	
窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付しているか	特に対応せず	
周辺に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか	特になし	

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機（ディーゼルエンジン）軽油 30ℓ 3時間稼働 定格出力 55.5PS 燃料消費量 11.8 L/h
-----------	--

※ 最優先事項：防災設備、通信機器、空調、照明

自動火災報知機	自家発電機
情報機器	〃
冷蔵庫、冷凍庫	〃
照明器具、冷暖房器具	〃

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

暖房機器	毛布、使い捨てカイロ、湯たんぽ
調理器具	カセットコンロ、炭、ホットプレート
給湯設備	オール電化のため使用不可

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

ペットボトル (2L×6 本) (500ml×24 本) 消費期限 7～12 年保存
(2 日分×24 人分)

② 生活用水

トイレ (簡易トイレ、オムツ)
給水車による給水 (ポリタンク) 18ℓ×8 本
貯水タンク (機械室地下) 12.8 m³

(5) 通信が麻痺した場合の対策

あすなろ福祉会本部との連絡手段の確保、応援要請
携帯電話 2 台 (白・黒携帯) (メール、SNS)
PC 9 台 (内メール送信可能 PC 1 台事務所)

(6) システムが停止した場合の対策

非常時、PC、サーバー、重要書類 (BCP も含む) 等の 2 階所長室への移動。
・重要書類 (ケースファイル、利用予定表、金銭通帳関係)

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用者】

簡易トイレ設置 2階男子・女子トイレ、多目的トイレ、児童用トイレ内
オムツ保管場所（2階医務室）

【職員】

簡易トイレ設置・・・ 1階男性・女性トイレ内
医務室・・・生理用品、日用品を備蓄
男性職員更衣室・・・食料品、飲料水を備蓄

② 汚物対策

使用済みの袋は、市指定ゴミ袋にまとめて、屋外ゴミステーションに廃棄する。

(8) 必要品の備蓄

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
パンデバー	20 本	5 年保存	2 階倉庫	栄養士
チョコえいようかん (5 本入り)	20 セット	5 年保存	〃	〃
ビスコ (30 枚入り)	5 缶	5 年保存	〃	〃
ハーベスト (32 枚入り)	6 缶	5 年保存	〃	〃
アルファ化米 (130g) ドライカレー わかめ	各 40 袋	5 年保存	〃	〃
アルファ化米 (白飯・わかめ・五目御飯)	1 箱 (30 人分)	7 年保存	〃	〃
カゴメ野菜たっぷりスープ 4 種の味付け 1 箱 (16 P)	3 箱	5 年保存	〃	〃
日本ハム ハンバーグ 鳥と野菜の旨煮 各 20 P	2 セット (40 P)	5 年保存	〃	〃
ライフスープ (コンソメ味)	70 食	5 年保存	〃	〃
飲料水 (2L×6 本) (500ml×24 本)	各 1 箱	7～12 年保存	〃	〃
フルーツ缶		2～3 年保存	〃	〃
鯖缶・ツナ缶・コーン缶		1～2 年保存	〃	〃
乾物みそ汁の具		半年～1 年半保存	〃	〃
インスタントラーメン		半年～1 年保存	〃	〃
インスタントご飯		半年～1 年保存	〃	〃

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
オムツ			2 階倉庫	栄養士
生理用品			〃	〃
サランラップ			〃	〃
クッキングシート			〃	〃
使い捨て容器			〃	〃
紙コップ			〃	〃
紙皿			〃	〃
割り箸、スプーン・フォーク			〃	〃
市指定ゴミ袋			〃	〃
ポリ袋			〃	〃

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
防災セット	20	2 階倉庫	栄養士
カセットコンロ	4 台	〃	〃
カセットガスボンベ	9 本	〃	〃
台車、キャリー	各 1 台	〃	〃

(9) 資金手当て

災害に備えた資金手当て（火災保険など）を記載する。

事業所加入保険（火災・地震）
手持ち金庫（上限 5 万円／月）

8. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

本書に定める緊急時体制は、指宿市周辺において、震度6以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合、管理者の指示によりBCPを発動し、対策本部を設置する。

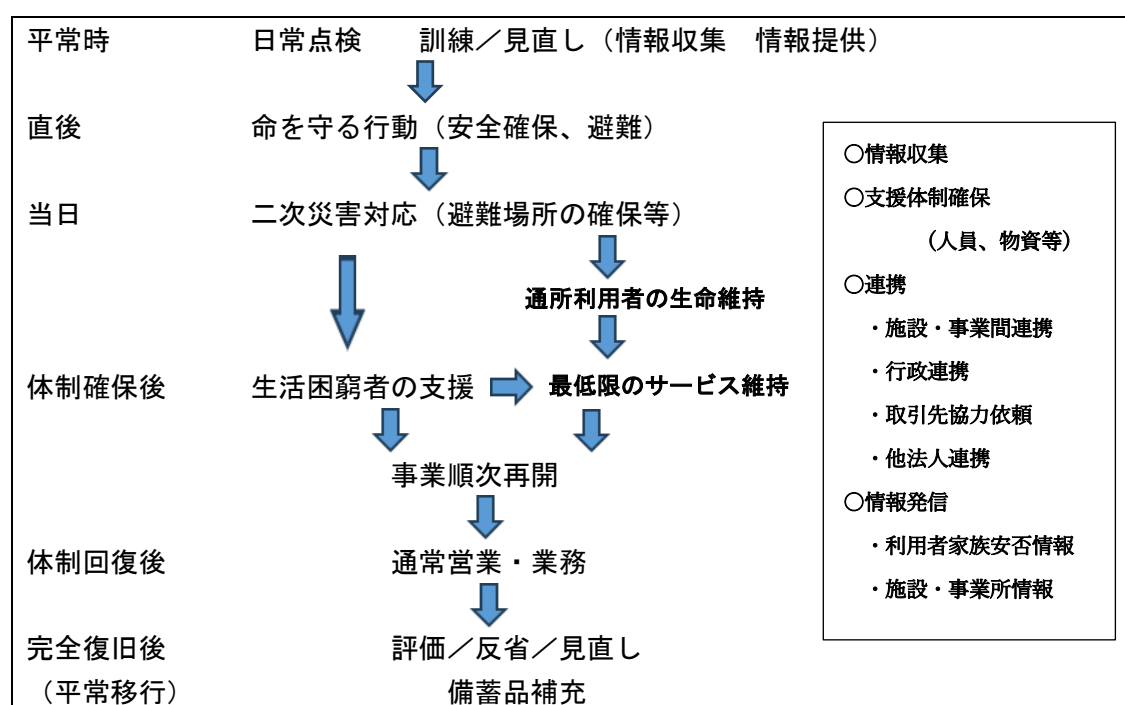
【水害による発動基準】

- ・業務中、大雨警報(土砂災害)、レベル3以上の警報、津波警報は発令された場合。
- ・台風により記録的短時間大雨警報が発令された場合。

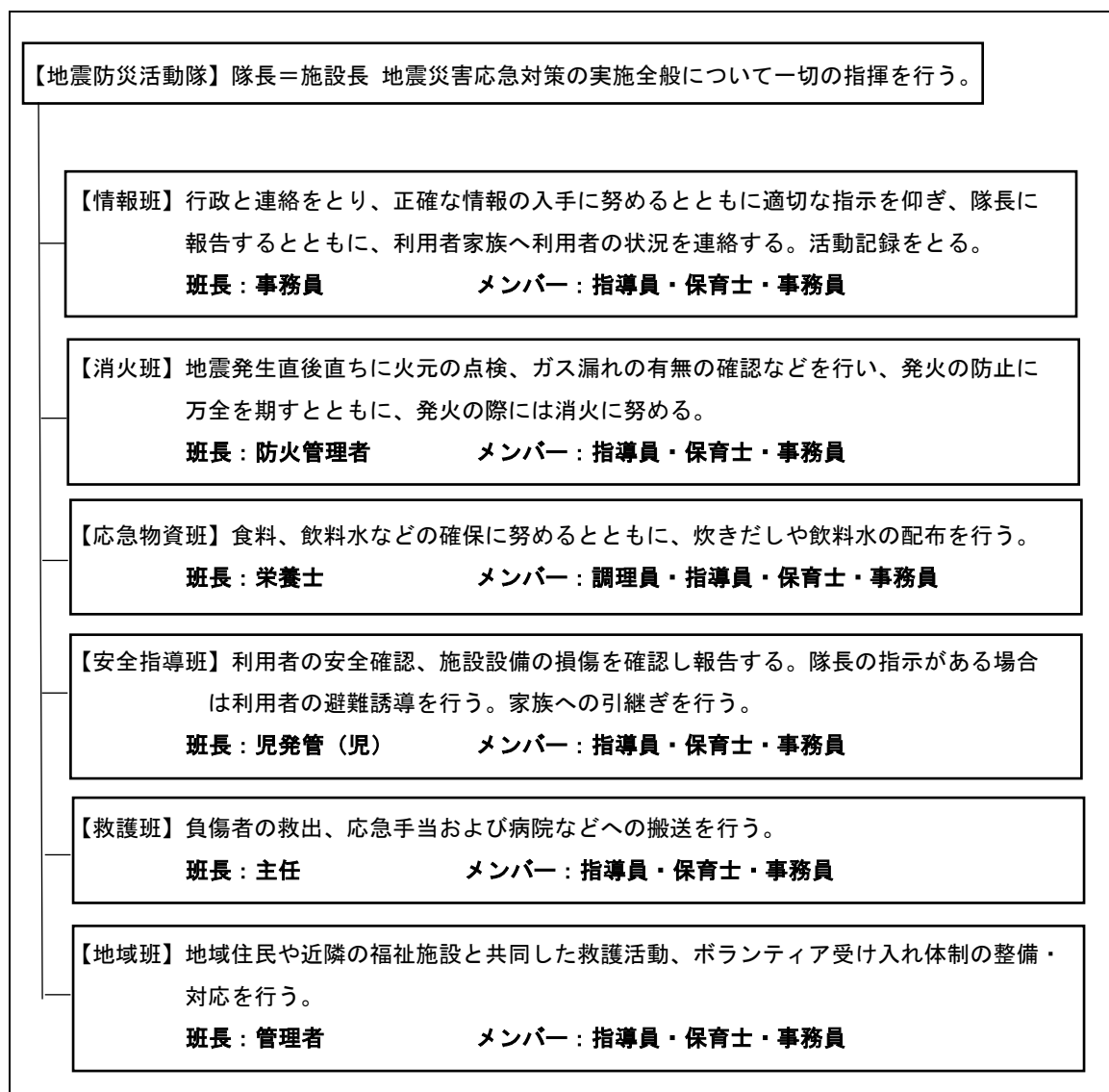
また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
山本 秀樹	新村 桃子	中村 奈々

(2) 行動基準

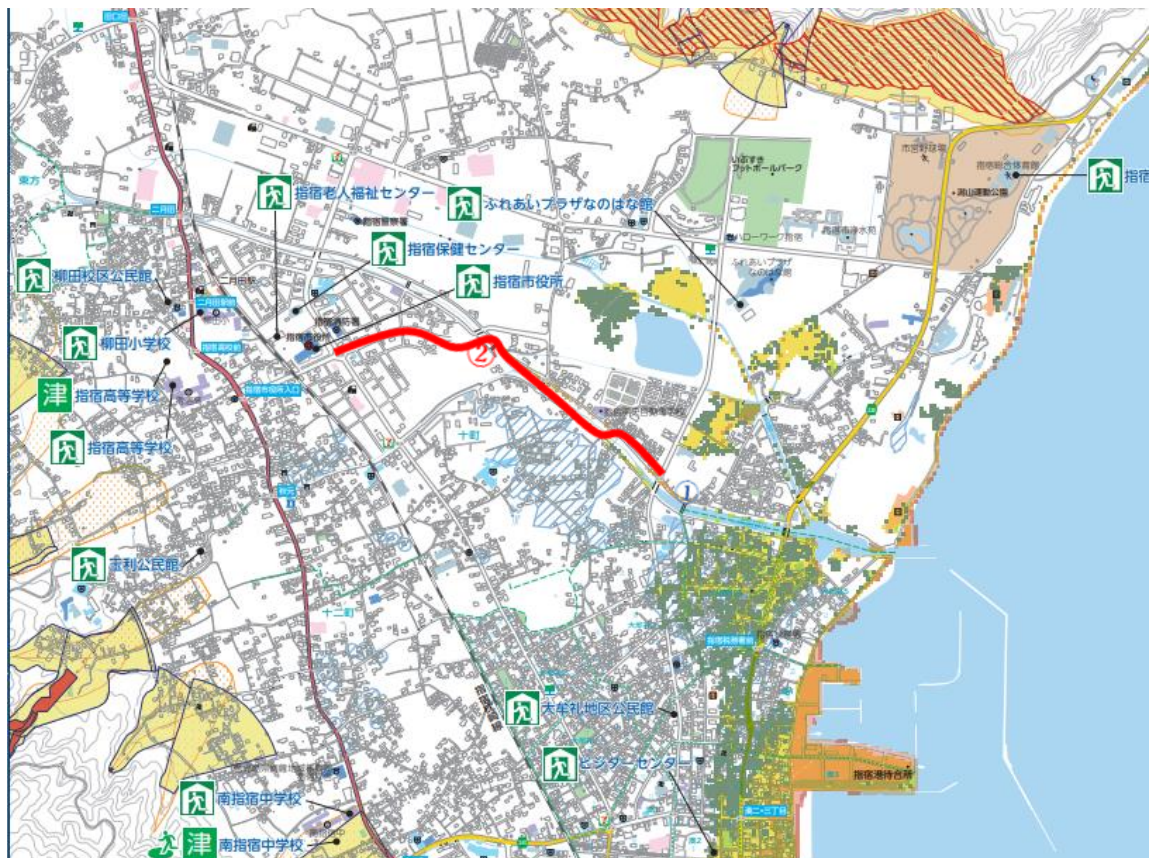


(3) 対応体制



●避難場所、避難経路：

- ・避難先は指定緊急避難場所とする。（当施設周辺の浸水深は 0.3 m未満であり、屋内安全確保は危険であるため、警戒レベル 3 以上が発令された場合には、立ち退き避難とする。）
- ・避難場所（１）「わかば２階」に避難するが、「わかば２階」が満員であった場合は一次避難場所（２）「指宿市役所」、次に二次避難場所の「ふれあいプラザなのはな館」へ避難する。また、津波警報が発令された場合には、「指宿高等学校」に向かう。
- ・逃げ遅れや、激しい雨が継続するなどして、避難場所（１）「わかば２階」に移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合は、避難場所（２）「指宿市役所」に避難する。（浸水区域外への移動を優先する）
- ・避難場所までの避難経路については、「避難経路図」のとおりとする。
- ・避難場所（１）指宿市役所」への避難経路は避難経路①を使用する。
- ・日中で、避難経路②が浸水していないことを確認できた場合は、避難経路②を使用する。



●避難誘導：

- ・避難先までの移動手段は以下のとおりとする。

名称	移動距離	移動手段
避難場所（１）わかば２階	0m	なし
避難場所（２）指宿市役所	1500m	車両 2～3 台(車 3 分・徒歩 20 分)
避難場所（３）ふれあいプラザなのはな館	950m	車両 2～3 台(車 2 分・徒歩 13 分)
避難場所（４）指宿高等学校	1800m	車両 2～3 台(車 4 分・徒歩 25 分)

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
わかば2階	指宿市役所	指宿高等学校

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

児発管をリーダーとして支援者・事務職員は、館内に登所している利用者家族に安否情報を連絡する。

「NTT 災害用伝言ダイヤル」や「Web171」の活用

【医療機関への搬送方法】

公用車、私用車を含め、ルートの安全を確保しながら搬送する。

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙2）。

（例）携帯電話、携帯メール、PCメール、SNS等

【施設内】

・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて各事業ごとに児発管が点呼を行い、防火管理者が施設長に報告する。

【自宅等】

・自宅等で被災した場合（自地域で震度5強以上）は、①電話、②携帯メール、③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身の安否情報を報告する。

・報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

(6) 職員の参集基準

職員参集基準

- ・事業所より半径 5 km圏内に在住の職員で、事業所までのルートが安全に確保できる者に限る。ただし、自身の自宅が被災した場合においては、この限りではない。
- ・夜間に災害が発生した場合
翌日、自宅周辺の状況を確認した上で、事業所までルートが安全に確保できる者のみ参集する。
- ・管理者は、情報を収集し事業内での避難活動に必要な体制を確保するように関係職員と連携をとる。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載する。また、津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

【施設内】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	2 階（会議室、職員室、遊戯室）	2 階（療育室 1・2、医務室）
避難方法	徒歩移動、職員介助	同左

【施設外】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	指宿市役所	指宿高等学校
避難方法	送迎車輛にて避難。 （津波時には徒歩移動）	同左

(8) 重要業務の継続
職員の管理

経過 目安	夜間 職員のみ	発災後 6 時間	発災後 1 日	発災後 3 日	発災後 7 日
出勤率	出勤率 3%	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%
在庫量	在庫 100%	在庫 90%	在庫 70%	在庫 20%	在庫正常
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	職員・入所者の 安全確認のみ	安全と生命を守る ための必要最 低限	食事、排泄 中心 その他は休止も しく減	一部休止、減とす るが、ほぼ通常に 近づける	ほぼ通常どおり
給食	休止	必要最低限のメ ニューの準備	飲用水、栄養補 助食品、簡易食 品、炊き出し	炊き出し 光熱水復旧の範 囲で調理再開	炊き出し 光熱水復旧の範 囲で調理再開
食事介助	休止	応援体制が整う までなし 必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助
口腔ケア	休止	応援体制が整う までなし	必要な利用者は うがい	適宜介助	ほぼ通常どおり
水分補給	応援体制が 整うまでなし	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 ほぼ通常どおり
入浴介助	失禁等ある利用 者は清拭	適宜清拭	適宜清拭	適宜清拭	光熱水が復旧し だい入浴

(出典) 令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉施設等における B C P の有用性に関する調査研究事業」
(提供) 社会福祉法人 若竹会 非常災害等対策計画 (一部抜粋)

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
2 階 会議室	2 階 職員室
2 階 相談室 1、2	2 階 指導訓練室 1、2
	2 階 療育室 1、2
	2 階 遊戯室

② 勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】

・被災後直近においては、防火管理者あるいは事業所管理者が職員の被災状況を確認後、勤務できる職員を参集し、勤務シフトを作成していく。それが、整うまでは、受け入れは休止し館内の安全確認後、シフト・業務体制を整えた後に業務を再開する。

(9) 復旧対応

① 破損個所の確認

＜建物・設備の被害点検シート＞ P5（別紙１）

対象		状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 ／ 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	・・・		
建物・設備 (フロア単位)	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	・・・		

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容
安藤電機		復旧作業依頼
NTT 西日本鹿児島支店	099-227-9689	同上
九州電力鹿児島支店	099-253-1120	同上
県社会福祉協議会	099-257-3855	ボランティア協力

アサヒ物産（株） 鹿児島市有屋田町 520-1	(TEL) 099-245-6555 (FAX) 099-245-6556	肉・魚・その他
中林商店 指宿市東方 10813-1	(TEL) 0993-25-3888 (FAX) 0993-25-5008	牛乳
フレッシュ青果 鹿児島市東開町 13 番地 45	(TEL) 099-296-1313 (FAX) 050-3153-1015	野菜・卵・パン
さつまrais（株） 鹿児島市南栄町 3 丁目 16	(TEL) 099-269-1331 (FAX) 099-269-4984	お米

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

事業所の被災状況を鑑み、職員の 9 割が被災し、自力運営が不可能と判断された場合に、情報発信を各マスコミ関係機関に、ボランティアの応援協力要請を発信する。

10. 他施設との連携

（1）連携体制の構築

① 連携先との協議

法人本部において、保護者の自宅が被災あるいは、死亡した場合に利用者本人その家族の受け入れ可能か、どうかの協議を検討中。

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

現在のところ、連携協定は結んでいない。

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
就労支援事業所 B 型あすなろ	0993-39-1206	業務連携
生活介護支援事業所 聖の郷	0993-28-2020	同上
ふたば（放デイ・生活介護事業）	0993-78-4488	同上

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
国立病院機構指宿医療センター	0993-22-2231	
青木医院（南九州市顚娃町）	0993-38-0009	

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
県社会福祉協議会	099-257-3855	応援要請
指宿南九州消防組合	0993-22-5111	同上
指宿保健所	0993-23-3854	感染症対策
指宿市役所	0993-22-2111	業務協力依頼(ボランティア)

1 1. 連携対応

① 事前準備

- ・ 受け入れに必要な備蓄品の確保
- ・ 資機材において、発電機等レンタルを活用することも検討する。
- ・ 支援人材確保に向けた県社協との連携を検討する。

② 利用者情報の整理

※ケースファイルのフェースシートを活用し、個人情報をもとに1冊にファイリングしておく。

- ・ 定期的に入所者（利用者）の避難方法に関する情報を確認し、「避難時の利用者情報（フェースシート）リスト」に整理する。
- ・ 確認（更新）時期：以下に該当する時期の2週間以内に行う。
—利用者の入れ替わり後—
- ・ 確認時期の情報をもとに、非常災害対策計画、避難訓練の内容の見直しを検討する。
- ・ 合わせて、利用者、居室ドアに貼ってある避難情報に関するボードも張り替える。

③ 共同訓練

現在のところ検討中

④ 共同訓練

特になし

12. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

DMAT 登録職員…山本秀樹（わかば所長）
仁田尾裕二（相談支援センターあすなろ）

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

指定は受けていないが、必要であれば福祉避難所として開設する予定。

② 福祉避難所開設の事前準備

関係機関の連絡先

名 称	電話番号	FAX 番号
県社会福祉協議会	099-257-3855	099-251-6779
指宿南九州消防組合	0993-22-5111	0993-22-5112
指宿保健所	0993-23-3854	0993-23-2142
指宿市役所	0993-22-2111	0993-24-3826
南日本新聞社	099-813-5144	099-256-1630
NHK 鹿児島放送局	099-805-7110	099-227-8114
MBC 南日本放送	099-254-7111	099-259-0200
KTS 鹿児島テレビ	099-258-1111	099-254-5602
KKB 鹿児島放送	050-3816-5111	099-257-5762
KYT 鹿児島読賣テレビ	099-285-5575	099-285-5503
エフエム鹿児島	099-227-0798	099-227-0795

指宿市役所ホームページ URL <http://www.city.ibusuki.lg.jp/>

1 3. 通所サービス固有事項

【平時からの対応】

- ・ サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておくことが望ましい。
- ・ 居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等をあらかじめ整理しておく。
- ・ 平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所 団体等）と良好な関係を作るよう工夫することも望まれる。

【災害が予想される場合の対応】

- ・ 台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、居宅介護支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

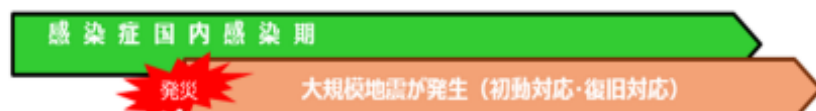
【災害発生時の対応】

- ・ サービス提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス 等への変更を検討する。
- ・ 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等で対応する

新型コロナウイルス感染症の流行下において自然災害（地震、風水害等）が発生した場合、感染拡大防止に配慮しながら、初動対応や事業継続、復旧対応が求められます。

■地震＋感染症の場合における再検討事項

地震は事前の予測ができない→従って、初動対応が混乱し 3 密が発生しやすい



地震災害は突発的に発生するため、発生までの事前準備は困難です。被害想定を再設定を行い、特に混乱する初動対応時の感染防止について十分な検討が必要です。また、帰宅職員や避難者の受入れ等の一時滞在場所の感染症対策について、場所、備品、換気対策の観点で再検討が必要です。緊急時の各対応事項に関する検討事項の例は下記のとおりです。

検討項目	検討事項
対策本部設置	参集場所の分散、参集方法
設備・建物損傷	対応人数の制限、衛生備品の備蓄確認
ケガ人発生	飛沫防止用対策、密にならない十分な広さの一時救護所の設置
避難者滞在场所	換気対策、十分な空間確保、衛生備品
利用者対応	連絡対応、モバイル端末、テレワーク機器の活用

■水害＋感染症の場合における再検討事項

水害は事前に予測が可能→緊急対策の開始と共に最小人数での対応を想定



水害はピーク時期を事前に予想できるため、大切なことは緊急対策を始める判断基準です。この判断直後から最小の人数で初動対応およびサービス継続対応を行う計画を再検討します。また、施設内宿泊等が可能な職員について、被害発生前に参集可能な職員の把握や優先業務の見直し等の判断基準の設定が重要です。緊急時の各対応事項に関する検討事項の例は下記のとおりです。

検討項目	検討事項
浸水防止対策	損害防止対策、利用者の垂直避難、衛生備品の移動、参集可能人数
対策本部設置	参集場所の分散、参集方法
設備・建物損傷	参集可能人数の把握、衛生備品(防護服・フェイスガード)の配備
避難者滞在场所	換気対策、十分な空間確保、衛生備品
災害廃棄物処理	一時保管場所の確保、感染可能性のある廃棄物処理方法

感染拡大防止対策を講じながらの災害対策においては、新たに想定しなければいけない課題もあり、自然災害発生時及び新型コロナウイルス感染症発生時それぞれの対応に加えて、次の点に留意する必要があります。

■職員数の不足

新型コロナウイルス感染症の発生下においては、施設・事業所の職員が感染（疑い）者や濃厚接触者となった場合、入院や自宅待機等により出勤できない場合がありますが、それに加えて、自然災害により職員が被災したり、負傷したりすることで、さらに職員が不足することが想定されます。

一方、自然災害による被害状況によっては、特に近隣からの職員の応援が困難になることやボランティア等の不足も想定されます。なお、感染症の発生下におけるボランティアの受入については、感染防止対策にも留意が必要です。

■建物や設備の損傷

自然災害により、施設・事業所の建物や設備が損傷し、全部または一部が使用できなくなるおそれがあります。

入所者・利用者が、施設・事業所外に避難する場合にあっては、感染拡大防止の観点から分散して避難することも想定されます。

また、損傷が一部にとどまった場合でも、使用可能なスペースの中で、感染拡大防止に配慮した避難場所の確保やゾーニングの実施を行うことも想定されます。

■物資の調達

自然災害による被害状況によっては、製造・流通への影響や復旧作業の遅れにより、必要な物資の確保がさらに困難になることが想定されます。